

# 大竹市木造住宅耐震改修等補助事業

大竹市内にある木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、[木造住宅の耐震改修工事と耐震シェルター設置工事に要する費用の一部を予算の範囲内で市が補助する](#)ものです。

申込期間 令和3年6月1日（火）～令和3年9月17日（金）

## 1 事業の種別

- ①耐震改修工事 ②段階的耐震改修工事 ③耐震シェルター等設置工事

## 2 対象となる住宅

次のすべてに当てはまる住宅です。

大竹市内にある木造住宅、

- ① 昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建住宅又は併用住宅
- ② 在来軸組構法、又は伝統的構法により建築されたもの
- ③ 木造住宅の所有者、又は居住している者
- ④ 階数が2階建以下
- ⑤ 耐震診断の結果、上部構造評点の値のうち最も低いものが1.0未満の住宅
- ⑥ 市税等の滞納がないこと

## 3 対象となる工事

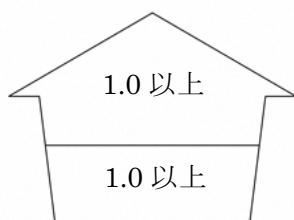
耐震改修工事・段階的耐震改修工事

- ① 上部構造評点1.0以上とするために必要な耐震改修工事
- ② 上部構造評点0.7以上、1階部分を1.0とするために必要な段階的耐震改修工事
- ③ 大竹市木造住宅耐震診断設計資格者が診断・設計した工事
- ④ 建築士が工事監理を行う工事
- ⑤ 補助金交付決定後に着手した工事
- ⑥ 令和4年3月18日（金）までに工事を完了報告するもの
- ⑦ 国・地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター若しくは耐震ベッド

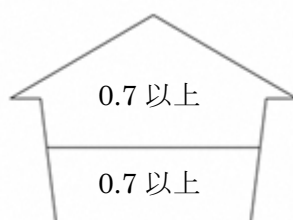
耐震シェルター等設置工事

- ① 大竹市木造住宅耐震診断設計資格者が診断した工事
- ② 補助金交付決定後に着手した工事
- ③ 令和4年3月18日（金）までに工事を完了報告するもの
- ④ 国・地方公共団体等により一定の評価を受けた耐震シェルター若しくは耐震ベッド

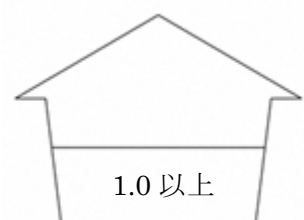
A.各階が1.0以上となる工事



B.各階が0.7以上となる  
段階的な工事



C.1階が1.0以上となる  
段階的な工事



※補助対象工事の詳細は別紙要綱を参照してください。

## 補助率、補助限度額

補助率	補助対象工事費(税込)の1/2の額
耐震改修工事補助限度額	40万円
段階的耐震改修工事補助限度額	30万円
耐震シェルター設置工事補助限度額	12万5千円

## 事業の実施方法

この事業は、①交付申請 ②交付決定 ③着手届 ④完了実績報告の手続きを経て、申請者に補助金が交付されます。またすべての書類は下記の提出先まで提出してください。

### ① 交付申請

補助対象事業を行う方は、受付開始以降にお申込みください。

※ 交付決定以降は、補助希望額の増額はできません。



### ② 交付又は不交付の決定

交付申請を受けて、内容の審査を行い交付又は不交付の決定を申請者に通知します。交付決定の通知を受けて工事着工してください。



### ③ 着手届

工事に着手する前に、着手届を提出してください。



工事着手

### ④ 完了実績報告の提出

工事完了後、完了実績報告を期間内に提出してください。

【期間 工事完了後30日以内、かつ 令和4年3月18日(金)まで】

※ 工事代金支払いの領収書の写しを提出する必要があります。



交付の確定(完了実績報告により、補助金交付額を確定します。)

### ④ 補助金の交付

請求書の提出を受けた後に、申請者へ補助金を交付します。

※ 申請で必要な様式・要綱は大竹市のホームページでダウンロードできます。

## 問合せ・応募・交付申請書類の提出先

名称：大竹市役所 建設部 都市計画課 建築住宅係

住所：〒739-0692 大竹市小方一丁目11-1

TEL：0827-59-2168

[受付：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00]

ホームページ：<http://www.city.otake.hiroshima.jp/>